

令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費 補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、今後の新興感染症発生に備えることを目的とし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、県と医療措置協定を締結する医療機関等（以下「事業主体」という。）が行う、設備の整備事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して、医療施設等設備整備費国庫補助金交付要綱（（厚生労働省発医政 0806 第8号厚生労働省事務次官通知）、当該要綱に定める補助事業を活用する場合に限る。）及び愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象経費）

第2条 補助金の基準額及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

1. 対象	2. 基準額	3. 補助対象経費
病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置 1病床当たり 4,320,000円 (2) 検査機器（PCR検査装置） 1台当たり 9,350,000円 (3) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッドの購入費（ただし、新規購入及び増設する場合に限る。）
発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器（PCR検査装置） 1台当たり 9,350,000円 (2) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 (3) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1か所当たり 905,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費（ただし、新規購入及び増設する場合に限る。）

（補助金交付額の算定）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 前条第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1

号)に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど知事が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかを変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付額に変更が生じたとき
- (2) その他補助金事業の内容の変更をしようとするとき

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、1月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第5号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

- 2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

- 第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得単価又は効用の増加価格の単価が50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。
 - 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、別に定める場合には、この限りでない。
 - 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - 5 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(指導監督)

- 第15条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
 - (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(消費税及び地方消費税の報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合も含む。)は、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第7号)を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する報告書を受領した場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(関係書類の保管)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした関係書類を備え、補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金
交付申請書

このことについて、令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）を下記のとおり実施したいので、令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円也
- 2 経費所要額調（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 見積書等（写し可）
- 5 設備の概要が分かる資料（カタログ等）
- 6 その他参考となる資料

別紙1

経費所要額調

(補助事業者名)

(A) 総事業費	(B) 寄附金その他の収入額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基準額	(F) 選定額	(G) 県補助額	備考
円	円	円	円	円	円	円	

(記入要領)

- 1 「F」欄には、「C」、「D」、「E」の金額のうち最も少ない方の額を記入すること。但し、内示額を上限とする。
- 2 「G」欄は、「C」と「F」のいずれか少ない額を記入すること。(千円未満切り捨て)

事業計画書

1. 施設の名称
2. 事業名 新興感染症対応力強化事業（設備整備）
3. 設備整備の内容

品目	銘柄	規格	員数	単価 円	金額 円	設置場所	備考
合計	—	—	—	—		—	—

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

印

令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費変更承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更する理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

4 その他提出書類

必要に応じて次に掲げる書類

- （1）様式第1号の記2～6に記した書類
- （2）その他関係書類

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

印

令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費実績報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 経費所要額精算書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 見積合わせ又は入札執行表の写し等
- 4 設備設置場所の写真、図面等
- 5 その他参考となる資料

別紙1

経費所要額精算書

(補助事業者名)

(A) 総事業費	(B) 寄附金その他の 収入額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基準額	(F) 選定額	(G) 県補助額	備考
円	円	円	円	円	円	円	

(記入要領)

- 1 「F」欄には、「C」、「D」、「E」の金額のうち最も少ない方の額を記入すること。但し、内示額を上限とする。
- 2 「G」欄は、「C」と「F」のいずれか少ない額を記入すること。(千円未満切り捨て)

事業実績報告書

- 1. 施設の名称
- 2. 事業名 新興感染症対応力強化事業（設備整備）
- 3. 設備整備の内容

品目	銘柄	規格	員数	単価 円	金額 円	設置場所	備考
合計	—	—	—	—		—	—

様式第 5 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

令和 6 年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金
精算払請求書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和 6 年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

様式第 6 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

㊞

令和 6 年度愛媛県新興感染症対応力強化事業 (設備整備) 費補助金
概算払請求書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和 6 年度愛媛県新興感染症対応力強化事業 (設備整備) 費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残額	金	円也

様式第7号（第17条関係）

令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金
に関する仕入れに係る消費税相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和6年度愛媛県新興感染症対応力強化事業（設備整備）費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円也

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円也

- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等